

治癒証明書の記入について

学校保健安全法施行規則により、指定の感染症に罹患した場合、十分に休養・治療し、感染症の拡大を防ぐという目的で、医師が治癒したと認めるまで出席停止となります。

そのため、今後下記感染症に罹患した場合は、必ず登校許可日に治癒証明書を学級担任までご提出くださいますようお願いいたします。

治癒証明書は学校ホームページからもダウンロードできますので、印刷してご使用くださいますようお願いいたします。もしご家庭での印刷が難しい場合は、学級担任もしくは養護教諭までお申し出ください。

なお、治癒証明書にある医師のサインは、医療機関によって有料となることがあります。その場合は、保護者のサインのみで結構です。

※ 学校において予防すべき感染症

第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重傷急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症。(新型コロナウイルス感染症は指定感染症にあたりません。)

第二種 インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(溶連菌感染症、猩紅熱、手足口病、伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナ、流行性嘔吐下痢症など)

※裏面に参考資料として「学校感染症と出席停止の基準」を掲載しています。出席停止日数はこちらを参考にしてください。

学校感染症と出席停止の基準

◆ 第1種

エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ベスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ)
ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (SARS) 鳥インフルエンザ (H5N1型) 新型インフルエンザ等感染症 新感染症 指定感染症※

※指定感染症…すでに知られている感染症であって、症状の重症度や感染力から、その感染症の蔓延を防止するために入院勧告を行う必要がある疾患。厚生労働大臣が政令により1年間に限定して指定する。

◆ 第2種

病名	出席停止期間
インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1型)を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失、または5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹 (はしか)	発しんに伴う発熱が解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現後5日経過しかつ全身状態が良好になるまで
風しん (3日はしか)	発しんが消失するまで
水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化する (かさぶたになる) まで
咽頭結膜炎 (プール熱)	主な症状(発熱、咽頭炎、結膜炎等)がなくなった後2日経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

◆ 第3種

病名	出席停止期間	
コレラ	症状により学校医・その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
細菌性赤痢		
腸管出血性大腸菌感染症		
腸チフス		
パラチフス		
流行性角結膜炎 (プール熱)		
急性出血性結膜炎		
溶連菌感染症(猩紅熱も含む)		適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可
手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可	
その他の感染症	伝染性紅斑(リンゴ病)	発疹のみで全身状態が良ければ登校可能
マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が改善されれば登校可能	
ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可	
感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能	
アタマジラミ	出席可能 (タオル, 櫛, ブラシの共用は避ける)	
伝染性軟属腫 (水いぼ)	出席可能 (多発発疹者はプールでのビート版の共用は避ける)	
伝染性膿痂疹 (とびひ)	出席可能 (プール, 入浴は避ける)	